

電子契約の導入について



令和8年6月19日(金)
名取市総務部財政課契約係

目次

- 1 電子契約導入の目的について . . . 3
- 2 電子契約とは . . . 4
- 3 電子契約の対象となる契約 . . . 5
- 4 電子契約と書面契約の違い . . . 6
- 5 電子契約締結フロー . . . 7

1 電子契約導入の目的について

- ・名取市では、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けるために、デジタル技術やデータを活用した**デジタルトランスフォーメーション（DX）**の推進に取り組んでいます。
- ・その中で、「**業務の効率化**」及び「**コスト削減**」について、行政だけでなく、事業者にとってもメリットのある制度であることから、令和6年度より「**電子契約の導入**」について検討を進めてきました。
- ・この度、電子システムや例規等の実施に向けた環境が整ったことから、**令和8年度7月より制度導入**を行うものです。

2 電子契約とは

- ・これまで書面に押印し製本していた**契約書を電子データにより作成**し、契約締結するものです。
- ・紙の契約書の代わりに電子ファイルに**電子署名すること**で、デジタル上での**契約締結が可能**となります。
- ・紙の契約書と異なり、**押印、印刷製本及び郵送等の事務作業が不要**になることに加え、**収入印紙が不要**となるため、事業者の事務の効率化や負担軽減が期待されます。

3 電子契約の対象となる契約

令和 8 年 7 月 1 日以降に発注する建設工事のうち以下の条件を満たす契約

項 目	対象条件	備 考
契約担当課	財政課契約係	その他の部署が発注する契約は対象外
契約の種別	全ての建設工事	物品、業務は対象外
予定価格	5 0 0 万円以上	

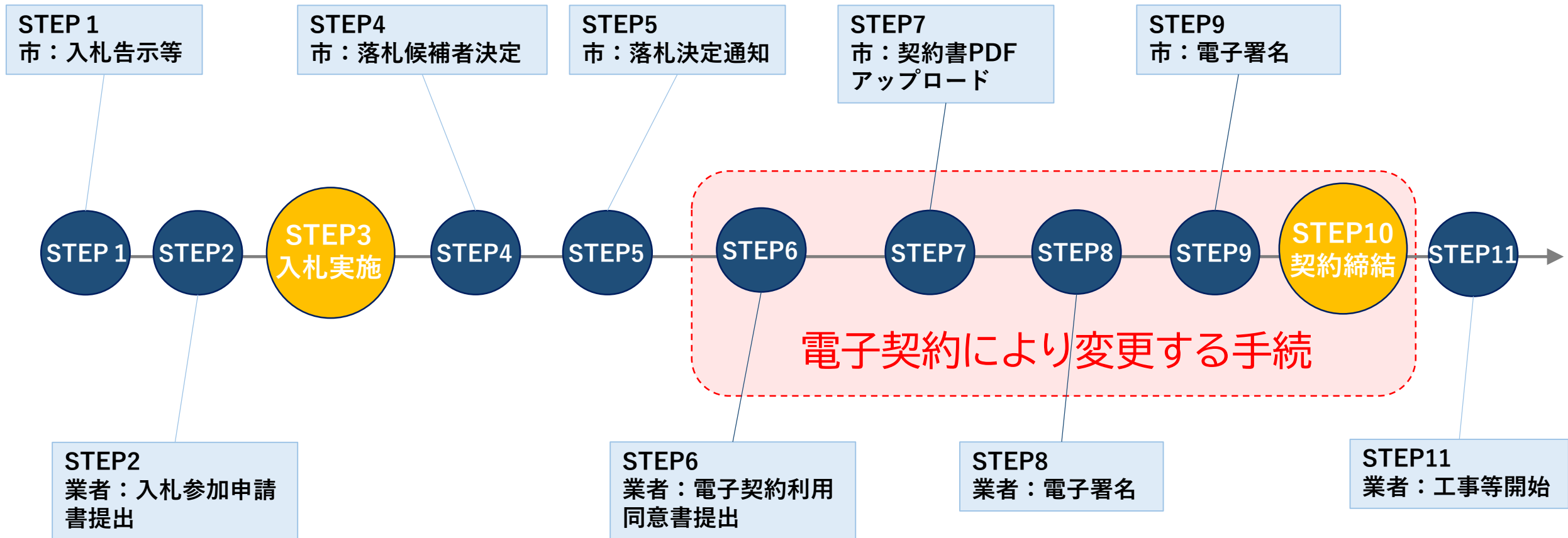
※ 上記条件に合致する場合、受注者は従来の「書面契約」もしくは、新たに導入する「電子契約」のどちらかを選択することができます。

4 電子契約と書面契約の違い

	電子契約	書面契約
契約書の形式	電子データ（P D F）	紙
契約書の作成方法	契約書データを定められた電子契約システムにアップロード	契約書を紙に印刷し綴じる
署名方法	電子署名	本人署名又は押印
証拠・証明力の担保	電子署名＋タイムスタンプ	署名＋押印
契約締結方法	インターネット（オンライン）	持参・郵送
契約書作成コスト	－	印紙代、製本代、郵送代等

※ 大きな違いは、「契約書作成コスト」において、「書面契約」では必要であった印紙代等が「電子契約」では不要となる点。

5 電子契約締結フロー



問い合わせ先

名取市総務部財政課契約係

TEL:022-724-7156

E-mail:keiyaku@city.natori.miyagi.jp

～お気軽にお問い合わせください～